

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

屋外広告物の表示について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物の表示については、表示ができない地域（禁止区域）及び許可を受けなければ表示できない区域（許可区域）などが条例に基づき定められています。

これらに該当する地域において表示可能な屋外広告物を設置しようとする場合は、それぞれの場所を管轄する市町等の窓口申請を行い、許可を受ける必要があります。

また、屋外広告物条例に基づく許可が不要な場合でも、景観法に基づく景観計画が適用されている市町の区域においては、景観法に基づく届出が必要となる場合があります。

これらの詳細については、個別の判断が必要となるため早めに景観法担当窓口へも相談するよう、長崎県土木部都市計画課より別添パンフレットとともに要請がまいっておりますのでご配慮下さるようお願い申し上げます。

なお、本県で、屋外広告業を営む場合は、屋外広告業の登録が必要となるとともに、営業所ごとに必要な資格を有する業務主任者を選任し、必要な業務を行わせなければなりません。（業務主任者資格取得講習会、10月に長崎市で開催予定）